

ICT 技術を活用した上下水道インフラ情報サービス向上事業業務 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「ICT 技術を活用した上下水道インフラ情報サービス向上事業業務」に係る契約の相手方となる候補者の決定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

1 業務概要

(1) 業務名

ICT 技術を活用した上下水道インフラ情報サービス向上事業業務

(2) 業務の目的

本業務は、内閣府所管「デジタル田園都市国家構想推進交付金(デジタル実装 TYPE1)」に採択された事業であり、将来の拡張性（上下水道・全国共通のプラットフォームへの移行など）を見据え、事業内容・サービス先が密接に関連している上下水道インフラ情報を一元化、データ項目、形式等の標準化を図り、空間データを利活用・共有できる仕組み（上下水道インフラ関連データを高度利用できる情報基盤）を構築するものである。また、住民、事業者、上下水道事業者など、お客さまとの情報の双方向化を図るため、公開型 GIS を活用して、各ステークホルダーが持つ時々のニーズ（各種工事申請、漏水・事故等の通報、地震時の上下水道の供給状況など）に応じて個別に最適化されたデータを迅速に提供する仕組みを構築することで、業務効率化と行政サービスの向上の両立を図ることを目的としている。

(3) 業務内容

別紙「ICT 技術を活用した上下水道インフラ情報サービス向上事業業務特記仕様書(以下「仕様書」という。)」に示すとおりとする。

(4) 本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。

- ①上下水道インフラ情報共有システムについて
- ②上下水道インフラ情報配信システムについて
- ③上下水道インフラ WEB 投稿システムについて
- ④システム保守について

(5) 履行期間 令和 6 年 8 月（中旬予定）～ 令和 7 年 3 月 31 日まで

2 予 算

委託料の見積限度額は、以下の通りとする（消費税額及び地方消費税額を含む）。
67,526,800 円

3 実施形式 公募型プロポーザル方式

4 日程

候補者決定までのスケジュールは次のとおりとする。

内 容	期 日 等
実施公告	6月10日(月)
質疑受付期限	6月17日(月)17時
質疑回答期日	6月21日(金)
参加表明書提出期限	6月25日(火)17時
参加表明書審査	6月26日(水)～7月1日(月)
参加資格審査結果 (選定・非選定)通知	7月3日(水)
技術提案書提出期限	7月22日(月)17時
技術提案書審査 (プレゼンテーション)	7月24日(水)～7月31日(水) ※上記期間中に実施予定
選定審査結果 (特定・非特定)通知	プレゼンテーション後1週間以内

5 参加資格

参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

なお、本業務の実施が本業務以降に発注する本施設に係る業務委託等の参加資格に支障を与えることはないものとする。

【基本的要件】

- (1) 三田市入札等参加資格者名簿に登録された者であること。又は入札等参加資格者名簿に未登録の者で、参加表明時に次の書類を提出し、当該プロポーザルに参加することが認められた者

＜プロポーザル参加のための確認書類＞ ※追加資料の提供を求める場合があります。

① 代表者証明（商業登記履歴事項全部証明書）
② 法人税・消費税及び地方消費税の納税証明（その3の3） ※ 滞納がないことが確認できること
③ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書） ※ 最新1年分の決算数値がわかるもの
④ 印鑑登録証明書及び使用印鑑届（様式任意）

- (2) 市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている

者を除く。) でないこと。

(5) 三田市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 9 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 3 号に該当しない者であること。

(6) 国税・県税・市税を滞納していないこと。

【その他要件】

過去 10 年以内（平成 26 年度から令和 5 年度）に、国または地方公共団体において、上水道及び下水道分野における管路台帳システム（クラウド型 GIS および公開型 GIS）を構築した実績を有していること。

6 質疑・応答

(1) 提出方法

質問書（様式 6）により、下記（3）のメールアドレスに電子メールで提出すること。

(2) 提出期限

令和 6 年 6 月 17 日（月） 17 時まで（必着）

(3) 提出先

三田市上下水道部下水道課

メールアドレス：gesuido@city.sanda.lg.jp

(4) 回答方法

令和 6 年 6 月 21 日（金） 17 時までに三田市公式ホームページの「入札・契約」ページに掲載する。

7 参加申込の手続き

(1) 提出書類

内 容	提出部数
① 参加表明書（様式 1）	各 1 部
② 会社概要・業務実績（様式 2）	
③ 業務実施体制（様式 3）	
④ 照査・管理・担当技術者の経歴等（様式 4）	
⑤ 照査・管理・担当技術者の業務実績（様式 5）	
⑥ 5 (1) で示した書類（三田市入札等参加資格者名簿に未登録の者のみ）	

(2) 留意事項

①業務実績及び業務予定者（管理技術者及び主任技術者）の業務実績は、元請として実施したものを対象とすること。

②記載した業務実績について、契約書又は TECRIS 等の写しを提出すること。また、配置予定技術者がその業務を担当したことを証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。

- ③配置予定技術者の資格証の写し及び雇用関係を確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
 - ④業務の一部を協力業者に再委託する場合は、業務実施体制（様式3）に記載するとともに、契約締結時に承諾手続きを経ること。
 - ⑤様式4及び5については、様式3「業務実施体制」に記載した配置予定技術者ごとに作成すること。等
- (3) 提出期限 令和6年6月25日（火）17時まで
- (4) 提出方法 持参（又は郵送）に限る。（なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。また、持参の場合には土日、祝日を除く9時から17時30分までの間に持参すること）
- (5) 提出先 「14.問合せ先」のとおり

8 参加資格審査・通知

(1)参加資格審査

提出された参加表明書類について参加資格を確認し、資格を有する者に技術提案書の提出を依頼する。資格を有しない者については、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を通知する。非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面により非選定理由についての説明を求めることができる。回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

(2)通知

結果通知は、令和6年7月3日付け郵送により行い、併せて電子メールを送信する。

9 技術提案書の作成方法

(1) 提出書類

様式等	提出部数
①技術提案書（様式7）	各8部 （正本1部、副本7部）
②業務の実施方針・スケジュールなど（様式8、9）	
③特定テーマに対する技術提案（様式10、11）	
④見積書（様式12）	1部

(2) 留意事項

- ① 文字サイズは原則10ポイント以上とし、書体は見やすいものとする。
 - ② 本要領「1業務概要」(4)に示した特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。
 - ③ 見積書には、仕様書等に記載されたすべての業務の見積額（税込）を記載すること。また見積書は「2予算」に記載されている予算額を超過しないように留意すること。
 - ③提出書類①～③は、表紙に社名及び押印された正本を1部、表紙を含む書類中に社名の記載がない副本を7部用意すること
- (3) 提出期限 令和6年7月22日（月）17時まで

- (4) 提出方法 持参（又は郵送）に限る。（なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。また、持参の場合には土日、祝日を除く 9 時から 17 時 30 分までの間に持参すること。）
- (5) 提出先 「14. 問合せ先」 のとおり

10 技術提案書の審査（プレゼンテーション）

以下のとおりプレゼンテーションを行う。

- (1) 実施日 令和 6 年 7 月 24 日（水）～31 日（水）※左記期間中に実施予定
- (2) 場 所 三田市役所庁舎内会議室
- (3) 出席者 配置予定の管理技術者を含め、4 人までとする。
- (4) その他 プロジェクター、HDMI ケーブル及びスクリーンは市において用意する。
 ・プレゼンテーションは 1 者ごとに実施し、説明 30 分、質疑応答 15 分とする。
 ・プレゼンテーションは、本件業務を担当する者が説明を行うものとする。

11 審査基準等

参加表明書及び技術提案書の評価項目、判断基準並びに評価点は以下のとおりとする。なお、選定は次の「(1)技術提案書の提出者を選定するための基準（一次審査）」の項目を全て満たしている者を選定し、「(2)技術提案書を特定するための基準（二次審査）」による審査結果に基づく評価点により行う。

(1) 技術提案書の提出者を選定するための基準（一次審査）

評価項目	評価内容	評価基準
同種業務の受託実績	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道管路台帳システムの構築実績の有無 ・公開型 GIS システムの構築実績の有無 ・WEB 投稿システムに関する構築実績の有無 	必須
会社としての 公的資格の取得状況	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティマネジメントシステムに関する規格の有無（ISO27001、JISQ27001 など） ・個人情報の適切な管理に関する規格の有無（プライバシーマーク、JISQ15001 など） 	必須
技術者の配置状況	<ul style="list-style-type: none"> ・配置される技術者の保有資格の有無 ・同種業務の実績の有無 	必須

(2) 技術提案書を特定するための基準（二次審査）

評価項目	評価内容	配点
業務の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の基本方針に準拠した内容かどうか -①クラウドシステムの採用 -②既存システムの有効活用 -③システムデータの高度利用 	15
業務の実施方法・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の進め方・スケジュールは仕様書に沿ったものとなっているか 	5
（特定テーマ） 上下水道インフラ情報 共有システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に沿った提案となっているか ・操作性・画面の見やすさ等に配慮がみられるか ・将来の拡張性や有益な新規提案が含まれているか 	15
（特定テーマ） 上下水道インフラ情報 配信システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に沿った提案となっているか ・操作性・画面の見やすさ等に配慮がみられるか ・将来の拡張性や有益な新規提案が含まれているか 	15
（特定テーマ） 上下水道インフラ WEB 投稿システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に沿った提案となっているか ・操作性・画面の見やすさ等に配慮がみられるか ・将来の拡張性や有益な新規提案が含まれているか 	15
（特定テーマ） システム運用・保守	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に記載された要件を備えたうえで、新規提案や改善提案などがあるか。 	5
説明力・ コミュニケーション能力	<ul style="list-style-type: none"> ・提案企画書を基に説明されているか。 ・説明が論理的で、わかりやすい内容であるか。 ・業務担当者との議論、意思疎通が容易であるか。 	5
業務全般に関する知識力	<ul style="list-style-type: none"> ・質問に対する応答が的確かつ迅速であるか ・システム構築分野全般に関する知識力があるか 	5
見積額の妥当性・経済性 （見積額＝システム構築費＋ 5年間の保守費用）	<ul style="list-style-type: none"> ・最低見積額 ÷ 当該見積額（提案額） × 評価点 	20

同評価の場合の優先項目は次のとおりとする。

- ① 「特定テーマに対する企画提案」の合計得点が高い者
- ② 参加見積書の金額（システム構築費＋5年間の保守費用）が低い者
- ③ 上記においても同点の場合は、審査委員の多数決により決定する。

12 技術提案書審査・通知

提出された技術提案書についてプロポーザル審査会が審査し、提出した者の中から評価の合計点が最上位であるものを1者特定する。ただし、11.(2)技術提案書を特定するための基準（二次審査）において合計点が60点未満については非特定とする。審査の結果は、すべての提出者に対して書面により通知する。

技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を通知する。非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面により非特定理由についての説明を求めることができる。回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

13 その他留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリング（プレゼンテーション）に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 技術提案書の提出は1者につき1案とする。
- (4) 提出されたすべての書類の返却は行わない。
- (5) 提出期限以降における参加表明書、技術提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、プレゼンテーション当日の資料配布は不可とする。なお、記載した管理・主任技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることの実績を得なければならない。
- (6) 本プロポーザルから辞退する場合は、速やかに書面（任意様式）によりその旨を届け出るものとする。
- (7) 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
 - ・参加資格要件を満たしていない場合
 - ・提出書類に虚偽の記載があった場合又は審査に影響を与えるような不備があった場合
 - ・本要領で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - ・審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ・見積書の金額が、見積限度額を超過した場合
 - ・本案件の公告の日から候補者特定までの期間中に、本案件に関する営業行為を行った場合
- (8) 特定された技術提案書の内容については、当該業務の仕様書及び業務計画書に適切に反映するものとする。
- (9) 契約締結にあたっては、契約金額の100分の10以上（三田市内に本社本店のある者については100分の3以上）の契約保証金の納付を求める。ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供、金融機関又は保証事業会社の保証、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (10) 委託内容の内訳によって、上水道課および下水道課それぞれと契約するものとし、契約金額の内訳等については別途協議によって決定するものとする。

- (11) 令和7年度以降のシステム運用・保守業務は別契約とする。
- (12) 技術提案書等の著作権等については、当該技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方となった者が作成した技術提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は契約の相手方にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

14 問合せ先

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号

三田市上下水道部下水道課（3号庁舎2階）

TEL 079-559-5122

E-mail: gesuido@city.sanda.lg.jp